

設立後の手続きについて

1 法人設立認可書

茨木市での設立認可申請審査が終了すると、法人設立認可書が交付されます。

これによって社会福祉法人の登記が可能になります。法人の設立認可のみによって設立とはならず、社会福祉法第 34 条に規定するとおり、「社会福祉法人は、その主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによって成立」となります。

従って、社会福祉法人の設立の認可のあった日（認可日、認可書の到達した日）から 2 週間以内（組合等登記令第 3 条）に登記をしなければなりません。

なお、法人登記については事前に所轄の登記所と十分相談のうえ、手続きを行ってください。

2 登記

登記事項は組合等登記令によって以下のとおり決められています。

《登記事項》

1. 目的及び業務

公益事業や収益事業を行う法人においてはそれらも登記してください。

2. 名称

社会福祉法人〇〇〇〇

3・事務所

従たる事務所を置く法人においてはそれらも登記してください。

4. 代表権を有する者の氏名、住所及び資格

理事長の氏名、住所及び資格を登記してください。

5. 存続期間又は解散の事由を定めたときは、その期間又は事由

委託事業のみを行う法人で、その事業が終了した場合は解散する旨の規定を定款上に定めている法人は、その規定を登記する必要があります。

6. 資産の総額

設立当初の財産目録に記載された差引純資産額を登記してください。

なお、今後は毎会計年度終了後 3 ヶ月以内（6 月 30 日まで）に変更登記を行う必要があります。

3 理事会・評議員会

法人設立（設立登記）後、速やかに定款の規定に基づき、役員等（理事・監事・評議員）の選任を行ってください。

(1) 定款附則に記載された設立当初の理事により理事会を開催し、以下の事項を決議

- ①評議員選任・解任委員会の運営細則の決定
- ②評議員選任・解任委員の選任
- ③評議員選任・解任委員会の招集及び開催の決定
- ④評議員候補者の選出

(2) 評議員選任・解任委員会を開催し、評議員を選任

(3) 設立当初の理事により理事会を開催し、以下の事項を決議

- ①評議員の選任結果を報告
- ②理事候補者、監事候補者の選出
- ③評議員会の招集及び開催の決定

※(2)にて評議員が選任されることを前提で、(1)の理事会で、(3)

②③の決議を行う場合は、(3)の理事会の開催は不要です。

(4) 評議員会を開催し、理事、監事を選任

(5) 理事会を開催し、理事長を選定

(6) 理事長を登記（理事会で選定されてから2週間以内）

※上記の理事会・評議員会については、それぞれ開催日の1週間以上前までに招集通知を発出する必要があります。

※ただし、理事会については全理事・全監事の同意、評議員会については全評議員の同意があれば招集通知を省略して開催することが可能です。また、招集通知を省略することにより理事会・評議員会を同日に開催することも可能となります。

また、定款に基づき役員等の選任を行う都度、役員等の欠格事由等を確認するための書類を備えてください。

なお、選任関係書類については、必要書類が法令等により明示されているも

のではないため、以下に記載する書類は、役員等の欠格事由等を確認するために法人が備えることが望ましい書類の例示です。

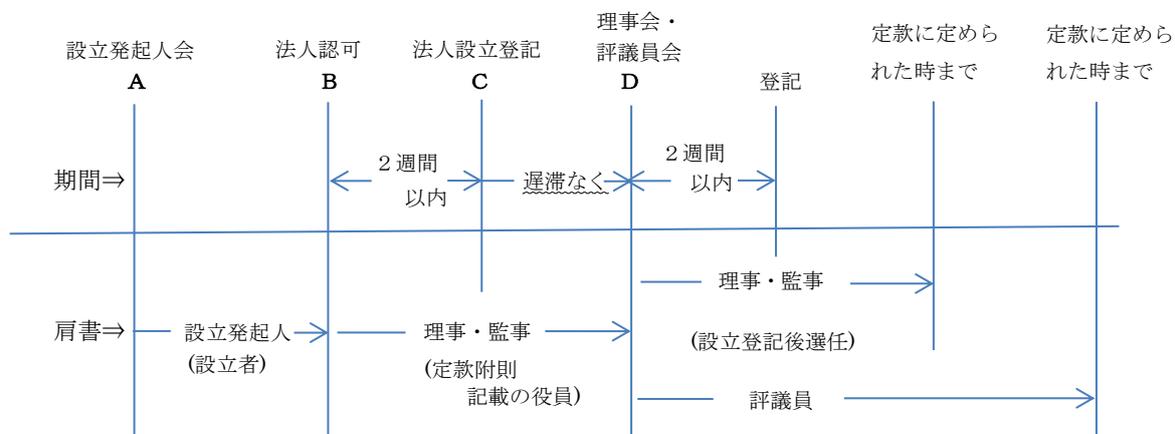
《必要書類》理事・監事

1. 役員名簿
2. 就任承諾書
3. 履歴書
4. 宣誓書、誓約書（又は身分証明書）

《必要書類》評議員

1. 評議員名簿
2. 就任承諾書
3. 履歴書
4. 宣誓書、誓約書（又は身分証明書）

※法人設立前後の理事・監事・評議員の任期等



Cの時点での法人登記簿（履行事項全部証明書）の状態	
役員に関する事項	大阪府〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号 理事 〇〇〇〇
資産の総額	金 〇〇〇〇万〇〇〇〇円
登記記録に関する事項	設立 令和〇年〇月〇日

Dの後、登記した法人登記簿（履歴事項全部証明書）の状態		
役員に関する事項	<u>大阪府〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号</u> 理事 〇〇〇〇 大阪府〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号 理事 〇〇〇〇	令和〇年〇月〇日重任 令和〇年〇月〇日登記
資産の総額	金 〇〇〇〇万〇〇〇〇円	
登記記録に関する事項	設立	令和〇年〇月〇日

(注) 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

4 財産移転・設立完了報告

設立登記を終えたら、先に締結した贈与契約により、速やかに財産目録記載の財産の移転を行ってください。

定款の認可書の交付を受けて1か月以内にそれらの移転を終え、別紙「法人設立登記及び財産移転完了報告書」を茨木市長宛に提出してください。

なお、土地等不動産の所有権の移転登記に際しては、施設の所轄庁が証明した書類「不動産使用証明」を添付すると、登録免許税が免除されます。

※登録免許税法第4条第2項

「同法別表第3に掲げる登記等については、財務省令で定める書類を添付した場合、登録免許税を課さない。」

※同法別表第3の10

「社会福祉法第2条第1項に規定する社会福祉事業の用に供する建物の所有権の取得登記又は当該事業の用に供する土地の権利の取得登記」

※財務省令で定める書類

上記適用範囲の要件に該当する旨の所轄庁の証明書

5 建物の完成・登記

建物が完成したら、表示登記を行ったうえで上記不動産使用証明を請求し、建物の所有権保存登記を行ってください。

6 定款変更届

建物の所有権保存登記が完了したら、先に提出している建物所有権保存登記等誓約書に基づき基本財産に編入する手続きを行ってください。

評議員会で同建物を基本財産に編入し、これに係る定款変更をすることを決議する。

別紙「定款変更届」により、茨木市長あてに基本財産が増加した旨の届けを提出する。

※なお、建物の完成に伴い、法人の主たる事務所を移転する場合については、

1. の理事会（評議員会を設置してる場合は評議員会も）において、これに係る定款変更を決議し、事務所の所在地を変更した法人登記簿謄本の上、定款変更届を提出してください。